

令和元年10月15日
大阪鉄商健康保険組合

令和元年台風第19号に伴う災害救助法の適用による
健康保険の取り扱いについて

今般の災害により、罹災をされた皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、標記の災害につきまして、災害救助法が適用され、健康保険においても医療機関などの窓口における自己負担金の免除（申請が必要）などの対応を行いますので、居住していた家屋が罹災された場合は、当健康保険組合あてお問い合わせください。